

プロフェッショナル人材戦略拠点事業 人材ビジネス事業者追加募集のご案内

事業概要

兵庫県では、県内の中小企業の「攻めの経営」を実現させる専門的な知識や経験を持つプロフェッショナル人材の活用を促進するための拠点として、公益財団法人ひょうご産業活性化センター内に「ひょうご専門人材相談センター」を設置しています。

今回、県内の中小企業に対して、プロフェッショナル人材の職業紹介を実施していただける民間人材ビジネス事業者を追加募集（5社程度）します。

プロフェッショナル人材とは

専門的な技術や免許資格、知識や技能を有し、新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や個々のサービスの生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材をいいます。

登録方法

「プロフェッショナル人材戦略拠点人材ビジネス事業者登録要領」（以下「要領」という。）に基づき、事前に登録が必要となります。

【登録申請期間】

平成30年2月23日（金）から3月9日（金）まで

（郵送の場合は平成30年3月9日（金）までの消印有効）

【問い合わせ先】

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター2F

公益財団法人ひょうご産業活性化センター ひょうご専門人材相談センター

TEL：078-977-9078 FAX：078-977-9119 E-mail：h_jinzai@staff.hyogo-iic.ne.jp

登録の資格、申請方法等については、裏面をご覧ください。

登録の資格、申請方法等

○ 登録の資格

職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者とします。

○ 登録申請方法

要領に定める人材ビジネス事業者登録申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、代表者印を押印の上、次の書類を添えて、郵送又は持参により提出してください。

（郵送の場合は、封筒の表に「人材ビジネス事業者登録申請書在中」と朱書きしてください。）

【添付書類】

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの（様式任意、既存資料可）
- (3) 求職及び求人の申込方法が分かるもの（様式任意、既存資料可）
- (4) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの
- (5) プロフェッショナル人材のマッチング及びフォローアップの実施体制及び実施方法が分かるもの（別添参考様式Ⅰにより作成してください。）
- (6) 職業紹介の実績が分かるもの（別添参考様式Ⅱにより作成してください。）
- (7) 個人情報の管理に関するもの
- (8) その他公益財団法人ひょうご産業活性化センター理事長が必要と認めるもの

○ 登録申請先

公益財団法人ひょうご産業活性化センター ひょうご専門人材相談センターあてに提出願います。

○ 登録の決定

登録審査は原則、提出いただいた申請書類等により行いますが、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。

審査の結果は申請者に文書で通知します。

※登録名簿の有効期間は、当該事業年度内とします。ただし、登録された人材ビジネス事業者から更新しない旨の申し出がない場合は、必要に応じて、プロフェッショナル人材戦略拠点事業が継続する期間の範囲内で更新します。

○ 登録の取消

要領第9条（登録の取り消し）に掲げるいずれかに該当した場合は、登録の有効期間内であっても、登録が取り消されます。

○ プロフィールの公開

別添参考様式により提出頂いた公開用プロフィールは、プロフェッショナル人材ニーズのある企業に対して公開しますので、ご了承の上、登録申請を行ってください。

申請先・問い合わせ先

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター2F

公益財団法人ひょうご産業活性化センター ひょうご専門人材相談センター

TEL : 078-977-9078 FAX : 078-977-9119 E-mail : h_jinzai@staff.hyogo-iic.ne.jp